



企業立地促進奨励金制度

1.対象者の要件

特定事業所	(第1) ①製造業 ②旅館業（下宿営業を除く） ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等 (第2) ①運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業」 ②卸売業、小売業 ③教育、学習支援業のうち「高等学校、中等教育学校、高等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校」 ④学術研究、専門・技術サービス
事業所の設置	①市外企業が市内へ事業所を新設すること ②市内企業が事業規模の拡大・新業種への展開を目的に事業所を新增設すること ③（第2）での指定は、市内に本社（個人にあっては、本市に住所を有する者）を有するものに限る。
投下固定資産額	総額1億円（中小企業5千万円）以上、かつ建物及び償却資産の合計5千万円（中小企業2千万円）以上
その他	固定資産税を完納していること。

2.各奨励金の内容

①事業所設置奨励金

（第1） ①製造業、②旅館業（下宿営業を除く）、③農林水産物等販売業、④情報サービス業等

◆対 象…投下資産に係る固定資産税に相当する額

◆交付年数…3年間

※半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の適用が受けられる場合は、同条例による申請をしていること。

（第2） ①運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業」

②卸売業、小売業

③教育、学習支援業のうち「高等学校、中等教育学校、高等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校」

④学術研究、専門・技術サービス

◆対 象…投下資産固定資産総額の5%

◆交付年数…1年間

※奨励金の額が4,000万円を超えるときは、翌年度以降分割して交付

②雇用奨励金

◆対 象…市内在住の新規雇用者（雇用保険被保険者数）

※雇用開始日が事業開始日前後1年の間であること。

※雇用開始日から継続して1年以上雇用されていること。

◆補 助 率…1名につき40万円（新卒者は50万円）

◆交付回数…1名につき1回

③用地取得奨励金

◆対 象…土地取得額（土地代＋造成費）

※土地の面積が3,000㎡（中小企業1,000㎡）以上であること。

※土地の取得日が平成29年7月1日以降であること。

※原則として事業開始日前3年以内に取得した土地であること。

◆補 助 率…30%

◆交付回数…1回